

長野市介護予防生活援助サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の要支援者等が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年長野市告示第577号）別表第1に定める訪問型住民主体サービスとして介護予防生活援助サービスを行う団体に対し補助金を交付することについて、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「介護予防生活援助サービス」とは、介護予防を目的として次に掲げる作業等を要支援者等に代わって行うサービスをいう。

- (1) 介護予防給付の訪問介護の生活援助で認められているサービス
- (2) 朝のゴミ出し等
- (3) 電球の交換、代筆等、利用者では困難な日常生活に必要な軽作業
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 この要綱において「要支援者等」とは、長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3各号に掲げる者をいう。

(補助対象団体)

第3 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民を主体に構成された任意団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に活動の所在地及び事業運営に必要な場所を有するものであること。
- (3) 自主的かつ安全に介護予防生活援助サービス事業を運営することができることと認められるものであること。
- (4) 介護予防生活援助サービス事業における活動について他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないこと。
- (6) 市税等の滞納がないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (8) 法令及び公序良俗に反する活動を行うものでないこと。

(補助対象事業等)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、介護予防生活援助サービスを提供する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 要支援者等の居宅において、その者に係る介護予防サービス計画等（介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）又は介護予防ケアマネジメントにより作成される計画をいう。）に位置付けられた介護予防生活援助サービスを提供するものであること。
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。

- (3) 原則として、利用者1人につき週1回以上の介護予防生活援助サービスを1回当たり1時間程度提供するものであること。
- (4) 介護予防生活援助サービスの提供に必要な設備・備品を有して行われるものであること。
- (5) 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであること。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

需用費	事務用品、消耗品費、資料印刷費等
役務費	保険料、通信役務費等
備品購入費	事務用備品、自転車等の活動時の必要物品等の購入に係る費用
その他	その他サービス提供に係る経費として市長が認める経費

(補助金の補助率及び限度額)

第6 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象年度における介護予防生活援助サービス事業の実施期間が1年に満たないときは、同表に掲げる限度額を12で除して得た額に補助対象年度において介護予防生活援助サービス事業の実施した月数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助金の限度額とする。

平均利用者数	限度額
10人以下	14万円
11人以上	28万円

備考 平均利用者数とは、1週間ごとの介護予防生活援助サービスを利用する要支援者等の見込みの数の平均をいう。

(交付の条件)

第7 規則第4条第2項の規定により市長が付ける条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者から利用料を徴収する場合は、低廉な利用料とすること。
- (2) 介護予防活動に伴い発生する事故に備えた保険に加入して行うこと。
- (3) 各月の補助事業の実績を当該月の翌月の末日（3月分にあつては、3月31日）までに市長に報告すること。
- (4) 次に掲げる帳簿を当該団体等の所在地に備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
 - ア 補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿
 - イ 活動報告書、収支報告書等の補助対象事業実施に係る記録
 - ウ 補助対象事業により取得した備品に係る備品台帳
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (5) 補助事業者の構成員その他補助事業の従事者（それらであった者を含む。）が業務上知り得た秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

(6) その他市長が必要と認める条件
(補助金の交付申請)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市介護予防生活援助サービス事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 団体の役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類
(事業計画の変更)

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、長野市介護予防生活援助サービス事業補助金事業計画変更・休止・廃止承認申請書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第8条第1項に規定する軽易な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業実施場所及び対象者の変更
- (2) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の支出額の変更
- (3) その他市長が適当と認める変更
(実績報告の提出)

第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市介護予防生活援助サービス事業補助金実績報告書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による提出書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(月別実績報告書の提出)

第11 第7第3号の報告は、長野市介護予防生活援助サービス事業補助金月別事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 月別援助訪問実施報告書(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付請求)

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市介護予防生活援助サービス事業

補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

2 規則第12条1項ただし書により概算払により補助金の交付を受けようとする場合における申請書は、長野市介護予防生活援助サービス事業補助金概算払交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式第3号（第10関係）

長野市介護予防生活援助サービス事業補助金実績報告書

年 月 日	
(宛先) 長野市長	
団体名 所在地及び電話 代表者住所 代表者氏名 連絡先（電話）	
印	
年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野市介護予防生活援助サービス事業を、次のとおり実施しました。	
事業名	
実施地区	
事業費	補助金額
円	円
完了年月日	
年 月 日	
実施事業の経過及び内容	
添付書類 1 事業報告書 2 収支決算書 3 補助事業に係る領収書の写し 3 その他（ ）	

様式第4号（第11関係）

長野市介護予防生活援助サービス事業補助金月別事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名
所在地及び電話
代表者住所
代表者氏名
連絡先（電話）

印

平成 年 月に実施した長野市介護予防生活援助サービス事業の実績について、
下記のとおり報告します。

記

1 実施地区

2 実施月 年 月分

3 実施状況

利用者数	実人数	人、	延べ	人
実施回数	実回数	回、	延べ	回

4 関係書類

- (1) 月別援助訪問実施報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第11関係）

月別援助訪問実施報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

年 月分

利用者住所
氏名
電話

様

サービス提供者氏名

㊟

訪問記録

回数	日付	曜日	サービスを実施した時間帯		サービス実施時間	サービス実施内容	利用者確認印
			開始時間	終了時間	時間数		
1			:	:	:		
2			:	:	:		
3			:	:	:		
4			:	:	:		
5			:	:	:		
6			:	:	:		
7			:	:	:		
8			:	:	:		
9			:	:	:		
10			:	:	:		

利用者の様子や気付いた変化など

--

様式第6号（第12関係）

長野市介護予防生活援助サービス事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名

所在地及び電話

代表者住所

代表者氏名

印

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった長野市介護予防生活援助サービス事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
- 2 概算払を受けた額 円
- 3 請求額 円
- 4 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所										
口座の種類	当座 普通預金										
(フリガナ) 口座の名義										
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										

様式第7号（第12関係）

長野市介護予防生活援助サービス事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名

所在地及び電話

代表者住所

代表者氏名

印

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった
長野市介護予防生活援助サービス事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所							
口座の種類	当座 普通預金							
（フリガナ） 口座の名義							
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							